

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定.....（農業支援課）	25
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	25
○土地改良法による道営換地計画の決定.....（農業施設管理課）	25
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	25
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防災害課）	26

道警察本部告示

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程	26
---	----

告 示

北海道告示第973号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石狩高富土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成18年12月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第974号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（上押帯地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きょ、土層改良、区画整理、農用地造成））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成18年12月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第975号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、せたな町武沢地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成18年12月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第976号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 鉱業用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに札幌市役所及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第977号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

戸井町釜谷（その2）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を市道小安釜谷線道路敷境界に沿って結んだ線によって囲まれた区域。

市	字	地番	標柱番号
函館市	釜谷町	95－4	1
同	同	402	2、3
同	同	95－2	4

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第183号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年12月15日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程
警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和62年北海道警察本部告示第58号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第7条第6項第2号」を「第7条第8項第2号」に改める。

第19条第1項第2号中「政令別表第1に掲げる」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第1条に規定する傷病等級に該当する」に改め、同項第3号中「政令別表第2に掲げる」を「規則第2条に規定する障害等級に該当する」に改める。

別記第2号様式その2中「政令に定められている」を「規則に定める傷病等級に該当する」に、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（以下「政令」といいます。）別表第2に定められている」を「規則に定める障害等級に該当する」に、「政令で」を「規則で」に改め、同様式その3中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない」を「身体若しくは精神に規則に定める7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障

害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に、「等 級」を「障害等級」に改める。

別記第4号様式（裏面）及び別記第11号様式（裏面）中「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

別記第12号様式（裏面）中「その者が障害の」を「その者が身体若しくは精神に規則に定める7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に、「4の(1)」を「5の(1)」に改める。

別記第13号様式その3中「心身の故障により軽易な労務にしか従事できないような」を「身体若しくは精神に規則に定める7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改め、同様式その4中「身体障害が、」を「障害が治り、又は」に、「心身の故障により軽易な労務にしか従事できない状態」を「身体若しくは精神に規則に定める7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態」に改める。

別記第20号様式（裏面）及び別記第21号様式注3中「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

別記第27号様式注3を同様式注4とし、同様式注2を同様式注3とし、同様式注1の次に次のように加える。

2 「2 遺族給付年金受給資格者」の欄の障害とは、身体若しくは精神に規則に定める7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいいます。

別記第31号様式中「傷 病 給 付 記 録 簿」を「傷病給付年金記録簿」に改める。

附 則

- この規程は、平成18年12月15日から施行する。
- この規程による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の規定は、平成18年8月18日から適用する。